

非農地証明について

平成22年7月29日

うるま市農業委員会非農地証明の交付に関する取扱要綱による

＜非農地の対象＞ 非農地の対象は、次の1～5のいずれかに該当する場合とする。

1	農地法が適用された日(昭和47年5月15日)の以前から非農地で、今後も耕作困難な土地
2	自然災害による災害地等で農地への復旧が著しく困難であると認められる土地
3	住宅敷地、墓地、又は駐車場・資材置場等として使用されて 20年以上経過し、かつ今後も農地として使用することが困難な土地
4	20年以上耕作放棄したために山林原野化し、 今後も農地として使用することが困難な土地 (原則として、ギンネム林やスキ原野等の場合は除く)
5	岩盤質、傾斜地、狭小地等の理由で、農地性が著しく低く、耕作困難な土地



＜非農地の対象外＞ 上記1～5に該当する土地であっても、次のA～Dのいずれかに該当する場合には**対象外**とする。

A	違反転用の処分対象となっている土地、又は農業委員会から違反転用の是正指導を受けている土地
B	農用地区域内の土地である場合には、うるま市農業振興地域整備計画に支障がある土地
C	集団的なまとまりのある優良農地等で周辺農地の集団性を損なうおそれのある土地
D	その他、農地行政上支障がある土地

＜証明願の提出について＞

提出書類		部数	摘要
1	非農地証明願(様式第2号)	2	
2	土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る)	1	法務局発行、登記官印が付された文書
3	公図	1	同上
4	付近見取図(案内図)	1	対象地と付近の状況を表示する図面
5	非農地となったことを証明する資料(現地写真等)	1	建物の場合は資産証明書や家屋の登記事項証明書など、 建築年月日 が分かるもの
6	代理申請の場合は、土地所有者からの委任状	1	願人が土地所有者以外の場合に必要な

申請者の皆様へ

- 受付期間は、毎月**1日～10日**までとなっています。
※ただし、10日が閉庁日の場合には、その次の開庁日までとなります。
- 証明願の対象地には、『地番○○○』と表示(立て看板設置)してください。
※現地調査において、場所が確認できないと証明できないため、ご協力をお願いします。
- 添付書類はA4判左綴じとし、A4サイズより小さいものはA4判白紙に貼り付けて提出してください。

うるま市みどり町1丁目1番1号の場合

1丁目1-1

うるま市農業委員会 事務局

TEL:098-923-7608